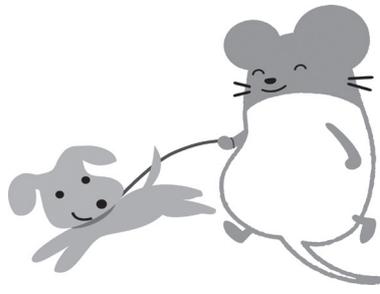


この犬の飼い主さんへ
この猫の飼い主さんへ
犬・猫の飼育者へ



責任を持って「しつけ」をしましょー

犬・猫などのペットは、私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれ
ます。その一方で、ペットの鳴き声な
どによる近隣とのトラブルやフンの
処理に対する苦情なども多く寄せら
れています。

飼い主の皆さんは、責任を持ってし
つけをし、人と動物が安心して暮らせ
るようにしましょう。

狂犬病予防のために

狂犬病は、世界の広い地域で
発生している、人と動物に共通
した病気です。日本においても、
平成18年にフィリピンで犬に咬
まれ、帰国後発症し死亡した事
例が発生しています。

狂犬病は、感染後、発症する
と治療することができませんが、
飼犬に予防注射をすることで発
症を予防することができます。
飼犬を狂犬病から守ることは
もちろん、飼い主自身や家族、
近隣の住人や他の動物への感染
を予防できます。

犬の登録と狂犬病予防 注射は済んでいますか

狂犬病予防法により、生後91
日以上の犬には、飼犬の登録と
年1回の狂犬病予防注射が義務
付けられており、室内で飼って
いる犬についても登録と注射が
必要です。

これらの手続きが済んでいな
い飼い主は、20万円以下の罰金
に処せられる場合がありますの
で、今年度まだ注射を受けてい
ない犬には、必ず早めに受けさ
せましょう。

また、飼犬の登録は住民環境
課や町内・千曲市の動物病院で
受け付けています。(登録手数料

料3,000円が必要です。)

※交付された鑑札と狂犬病予防
注射済票は犬に付けておき
ましょう。

犬と猫のマイクロチップ情報 の登録について

動物愛護管理法(動物の愛護
及び管理に関する法律)の改正
により、令和4年6月1日から
犬猫等販売業者が販売する犬猫
に対して、マイクロチップ装着
が義務化されました。プリー
ダーやペットシヨップ等で購入
した犬や猫にはマイクロチップ
が装着されており、飼い主にな
る際に、ご自身の情報に変更す
る必要があります(変更登録)。

なお、一般の飼い主等の犬猫へ
のマイクロチップ装着は努力義
務です。マイクロチップを装着
した場合には、指定登録機関(公
益社団法人日本獣医師会)に犬
の情報や所有者の情報を登録す
ることが義務となります。また、
既に登録されている情報に変更
が生じた場合にも、登録情報の
変更手続きが必要です。詳しく
は、「犬と猫のマイクロチップ
情報登録」専用コールセンター

へお問い合わせください。

☎03-6384-5320
(受付時間午前8時~午後8時)

犬が死亡した時は

犬が死亡した時や犬の所有者、
所在地などが変更になった時は、
住民環境課に届け出をお願いします。
また、葛尾組合では、犬・
猫などのペットの火葬を行って
います。

◎問い合わせ先 葛尾組合
☎82-2349

猫の適正な飼育と 「地域猫活動」について

猫は、病気や事故、怪我予防の
ため、屋内飼育に努めましょう。
また、飼い主のいない猫による
被害の改善のためには「地域猫
活動」が有効です。

「地域猫活動」とは、責任を
もってエサやトイレを管理する
方が地域の生活環境を保ちつつ、
不妊去勢手術を施して、一代限
りの命を地域で見守る活動です。
具体的な内容は次のとおりです。
◆時間と場所を決めてエサ与え、
済んだらすぐに片付ける

◆猫トイレを設置してしつめる
◆不妊去勢手術を施して増えな
いようにする

◆フンの片付けをするなど、地域
の理解が得られるよう努める
町内では、助言や不妊去勢手
術のための捕獲など、「地域猫
活動」をサポートするボラン
ティア団体が活動しています。
詳しくは住民環境課にお問い
合せてください。

フンや尿は飼い主が責任を もって片付けましょう

道路・公園などの公共の場所
や他人の土地などに犬や猫のフ
ンが放置され、フンによる苦情
が多数寄せられています。
自宅の敷地内でフンをするよ
うにしつけ、犬の散歩の際は、
スコップ、袋、水を入れたペッ
トボトルなどを持参し、他人の
土地や公共の場所を汚さないよ
うにしましょう。

◎問い合わせ先

住民環境課環境保全係
☎82-3111(内線125)
直通75-6204

